

## 裁判手続きを悪用した架空請求にご注意を！



最近、「支払督促」や「少額訴訟」といった裁判所の手続を悪用したり、裁判所からの通知を装った架空請求が見られます。裁判所の手続が本当に進められている場合には、身に覚えがなくても放置すると、強制執行などの不利益を被るおそれがあります。そのため、裁判所から通知が届いたときは、本当の「裁判所」からの通知かどうかを確認することが必要です。その際、通知に書かれた裁判所の連絡先が、うその可能性もあるので、電話帳や消費生活センターなどで確認をしましょう。

### 本物かどうかの見分け方のポイント

裁判所からの「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」は、「特別送達」という特別な郵便で送付されることになっています。

「特別送達」と記載された、裁判所の名前入り封筒で送付されてきます。

→はがきや普通郵便で送付されてくることはありません。

郵便職員による手渡しが原則です。

→はがきなどのように郵便受けに投げ込まれることはありません。

受取りの際は、郵便職員から「郵便送達報告書」に署名または押印が求められます。

本物の「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」には、「事件番号」・「事件名」が記載されています。そして、「支払督促」については、「督促異議申立書」が一緒に同封されています。なお、これらの書類に金銭の振込先などが記載されていることはありません。



本物の通知かどうか分からないときは、通知に書かれた連絡先には絶対に連絡しないでください。電話帳や消費生活センターなどで裁判所の連絡先を確認してください。

### 本物の支払督促・少額訴訟の呼出状であるときの対処方法

#### ・支払督促の場合

「督促異議の申立て」をしてください。「支払督促」と一緒に同封されている「督促異議申立書」に必要な事項を書いて裁判所に送り返すだけで申立てができます。

#### ・少額訴訟の呼出状

指定された期日に裁判所に出頭するとともに、自分の言い分を記載した「答弁書」という書面を期日の前に裁判所に提出してください。

### 本物の裁判所からの通知ではないと確認された場合の対処方法

こちらから連絡する必要はまったくありませんが、不安に思われる場合には早めに消費生活センターなどに相談しましょう。

早めに相談しましょう。相談は無料！プライバシーは守られます！

北海道立消費生活センター上川相談所 ☎ 0166-49-4089 または 役場企画商工課（商工観光係）☎ 52-2115